

令和2年第1回（2月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和2年2月28日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和2年2月28日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 教育行政方針演説
- 第7 議案第1号から議案第39号まで
- 第8 請願第1号、陳情第1号、陳情第2号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 施政方針演説
- 日程第6 教育行政方針演説
- 日程第7 議案第1号から議案第39号まで

出席議員（21名）

1番	後藤 勇典 君	2番	伊藤 剛 君
3番	佐々木 ひとみ 君	5番	室岡 啓史 君
6番	広瀬 大海 君	7番	上杉 育子 君
8番	稲辺 茂樹 君	9番	山田 伸之 君
10番	荒井 真理 君	11番	駒形 信雄 君
12番	渡辺 慎一 君	13番	坂下 善英 君
14番	金田 淳一 君	15番	中村 良夫 君
16番	岩崎 隆寿 君	17番	佐藤 孝 君
18番	祝 優雄 君	19番	近藤 和義 君
20番	竹内 道廣 君	21番	中川 直美 君
22番	猪股 文彦 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	三 浦 基 裕 君	副 市 長	伊 藤 光 君
教 育 長	渡 邊 尚 人 君	会計管理者 (兼会計課長)	小 路 昭 君
総務課長 (兼選挙 管理委員 事務局長)	中 川 宏 君	防災管財長	甲 斐 由 紀 夫 君
税 務 課 長	斉 藤 昌 彦 君	企 画 課 長	猪 股 雄 司 君
財 政 課 長	磯 部 伸 浩 君	市 民 生 活 課 長	後 藤 友 二 君
社 会 福 祉 課 長	大 屋 広 幸 君	子 ども 若 者 課 長	市 橋 法 子 君
高 齢 福 祉 課 長	岩 崎 洋 昭 君	環 境 対 策 課 長	計 良 朋 尚 君
世 界 遺 産 推 進 課 長	坂 田 和 三 君	地 域 振 興 課 長	山 本 雅 明 君
交 通 政 策 課 長	高 津 孔 君	農 林 水 産 課 長	市 橋 秀 紀 君
農 業 政 策 課 長	金 子 聡 君	観 光 振 興 課 長	祝 雅 之 君
建 設 課 長	清 水 正 人 君	上 下 水 道 課 長	宮 城 徹 君
教 育 総 務 課 長	渡 邊 裕 次 君	学 校 教 育 課 長	山 田 裕 之 君
社 会 教 育 課 長	粕 谷 直 毅 君	両 津 病 院 管 理 部 長	伊 藤 浩 二 君
農 業 委 員 会 長	北 嶋 富 夫 君	消 防 課 長	菊 池 慎 也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	村 川 一 博 君	事務局次長	本 間 智 子 君
議 事 調 査 係	梅 本 五 輪 生 君	議事調査係	岩 崎 一 秀 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回（2月）佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで、議長から申し上げます。

本日から定例会が開会いたしましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、議会出席者のマスクの着用を認めています。また、消毒用アルコールを2階から4階までの各所に配置してありますので、手、指等の消毒の協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪股文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、1番、後藤勇典君及び3番、佐々木ひとみさんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（猪股文彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る2月26日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果についてご報告します。

会期につきましては、本日から3月23日までの25日間とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告、施政方針演説並びに教育行政方針演説、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。午後1時から、議会報編集特別委員会を開催します。

3月2日及び3日は、先議案件に係る常任委員会の審査であります。3日は、午後3時を目途に、先議案件に係る常任委員会報告書の配付、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に、議会運営委員会を開催します。

4日は代表質問を行います。4会派から通告があります。代表質問終了後は、先議案件に係る常任委員長の報告及び採決を行います。なお、散会后、航路問題に関する調査特別委員会を開催します。

5日から10日までが一般質問であります。質問者は15人です。なお、10日の一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は、アミューズメント佐渡改修工事請負契約の締結に係る3件であります。当該議案書は9日に議場に配付します。

11日から17日までの間が常任委員会の審査であります。

18日は、午前10時から航路問題に関する調査特別委員会を開催します。なお、午後4時を目途に、航路問題に関する調査特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑の受付の後、午後5時を目途に、議会運営委員会を開催します。

19日は、午前10時から議員全員協議会を開催します。また、午後3時を目途に、常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に、議会運営委員会を開催します。

23日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から3月23日までの25日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は25日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の議員の辞職について申し上げます。1月28日付で、宇治沙耶花議員より議員を辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により1月31日これを許可いたしましたので報告いたします。

次に、議会人事に係る報告をいたします。各派代表者会議における協議に基づき、2月13日付で竹内道廣議員を委員会条例第8条の規定により、議会報編集特別委員として指名いたしました。

次に、2月20日に議会報編集特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。委員長、上杉育子さん、副委員長、後藤勇典君。

その他の報告については、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（猪股文彦君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、令和2年第1回佐渡市議会定例会に当たりまして、昨年第7回佐渡市議会定例会後の報告案件について、ご報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルスによる感染リスクの低減のための佐渡市の対応策についてでございます。新型コロナウイルス感染症については、この一、二週間が感染拡大防止に極めて重要であると指摘されております。佐渡市においては、離島でありますことに加え、高齢化率も高いことから、市民の健康管理のた

めには、他の地域にも増して島内での感染リスクを抑えることに全力を挙げる必要があると考えております。つきましては、当面の対策を決定いたしましたのでお知らせいたします。市民の皆様には、この対応策の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、今後新潟県内において感染者が発生した際は、迅速で必要な対応を取れるよう、保健所及び医療機関等と連携しております。

1、市の主催するイベントの中止について。佐渡市が主催、共催するイベントは、令和2年3月15日の日曜日までの間、全ての開催を中止または延期いたします。このイベントの内容につきましては、昨日から市のホームページ等でお知らせさせていただいております。

2、佐渡市立小中学校、幼稚園、保育園での対応について。①、児童生徒について、丁寧に健康状態の確認を行うとともに、発熱などの風邪の症状があるときは、登校を控え自宅での静養といたします。②、園バス、スクールバスの運転手等が発熱などの風邪の症状があるときは、出勤を控え自宅での経過観察といたします。③、園バス、スクールバスは終業後車内の消毒を徹底いたします。また、昨晩安倍首相が全国全ての高校、小中学校、特別支援学校を3月2日から春休みまで休校することを要請するとの報道がございましたが、今朝の報道では各自治体に要請するとのことでした。これを受け、新潟県教育委員会が本日方針を決めるとのことですので、佐渡市教育委員会も県の方針に準じた対応を取ると考えており、佐渡市としましても、その対応によって様々な配慮をしていかなければならないと考えております。なお、3月17日から19日まで予定されておりました市立佐和田中学校の修学旅行は延期となりました。

3、窓口カウンターの消毒等について。市役所本庁及び各支所、行政サービスセンターの窓口カウンターには、感染防止用の消毒液を配置しております。

4、市職員の職務対応について。①、市役所本庁及び支所、行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応させていただきます。②、発熱などの風邪の症状があるときは出勤を控え、自宅での経過観察といたします。③、島外への出張については、必要最小限にとどめます。

5、公共交通について、佐渡汽船、新潟交通佐渡、市内タクシー、ハイヤーでは、国からの要請等に従い、新型コロナウイルス感染症対策を実施しております。市民の皆様もご利用の際には、ご協力をお願いいたします。①、感染予防策として、小まめな手洗い等を行ってください。②、マスクをお持ちのお客様は着用をお願いいたします。③、感染予防策として、各社の従業員がマスクを着用して、接客させていただく場合がございます。

以上、これらの佐渡市の対応につきましては、昨日までにプレス発表あるいは市の公式ホームページ、市民メール、ライン、ツイッター等で発信させていただいております。また、嘱託員の皆様のご協力を頂き、本日よりこれらの内容について、全戸配布させていただきます。さらに、観光旅館連盟におきましても、様々なお客様対応についての策を講じております。この内容につきましても、市の対応策とともに、各戸に全戸配布の形でお知らせする予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告事件でございます。報告第1号から第3号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第4号につきましては、平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算がさきの定例会で不認定とされた

ことに伴い、地方自治法第233条第7項の規定により、当該議決を踏まえて講じる措置について報告するものでございます。

続きまして、昨年12月定例会後の本市における主な出来事について、行政報告をさせていただきます。世界遺産登録の国への要望活動について。佐渡金銀山の世界文化遺産へ向けての国内推薦を得るべく、県内外から寄せられた約50万筆の署名簿を去る1月20日に菅官房長官へ提出し、萩生田文部科学大臣、若宮外務副大臣を初め、関係各所に早期の推薦実現を要望してまいりました。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画案に関する市民意見交換会の開催について。平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画につきましては、公共施設全ての今後の具体的対応策や対策費用、実施時期等について明らかにしていくものでございますが、本市が抱える公共施設は、約800施設にも上っており、現時点において具体的対応策が決定している施設は、ごく一部となっております。このことから、同計画については、今後市民の皆様や市議会との対話の中で、個別施設の具体的対応策について決定し、順次内容を更新していくこととなります。

次に、春の高校バレー初出場に伴う佐渡高校への応援、パブリックビューイングの実施についてでございます。佐渡高校男子バレーボール部が春の高校バレー全国大会への初出場を果たし、去る1月5日熱戦を繰り広げました。当日は、アミューズメント佐渡を会場に、パブリックビューイングを実施し、700人を超える市民の方々にご参加いただき、試合会場並びに佐渡から選手たちに熱い声援を送らせていただきました。

次に、佐渡ジオパークの日本ジオパーク再認定についてでございます。去る令和元年12月25日に行われた第38回日本ジオパーク委員会におきまして、佐渡ジオパークは再認定となりました。また、本年1月10日付で、同審査結果の詳細な報告書が届き、その中でジオパーク活動の推進母体である佐渡ジオパーク推進協議会会員でもある民間事業者の積極的な支援により、ジオパークの可視化が進んだこと、ジオパークガイド協会の自主的な活動などのジオツーリズムの構築に向けた住民主体の取組が効果的に行われていること、多くの専門家や教育関係者の支援などにより、ジオパークとしての教育実績は、他地域と比べても秀でているなどの高評価を頂きました。

次に、文部科学大臣表彰の受賞についてでございます。このたび2つの文部科学大臣賞を受賞いたしましたのでご報告いたします。1、八幡小学校学校運営協議会、文部科学大臣表彰受賞について。八幡小学校の学校運営協議会の活動が模範となる取組と認められ、文部科学大臣表彰を受賞いたしました。八幡小学校は、平成30年度にモデル校として、佐渡市初の学校運営協議会を設置いたしました。地域の様々な組織や人が多く関わりながら、ネットワークを構築し、学校と地域が一体となった行事やイベントの開催、地域学習への協力など、様々な活動を行ってまいりました。今回その取組が認められ、表彰されたものでございます。

2、郷土愛を軸にしたキャリア教育、文部科学大臣表彰受賞について。重点施策として進めてきた郷土愛を軸にしたキャリア教育について、その取組が認められ、佐渡市教育委員会が文部科学大臣表彰を受賞いたしました。佐渡市のキャリア教育は、平成27年度から行っているもので、小学校ではみらいずノートの活用、中学校では課題解決型職場体験活動、小中学校共通の佐渡学の取組などが評価されました。また、今回佐渡中等教育学校も学校の部として、文部科学大臣表彰を受賞いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

従来ですと全般で質疑を受けますが、今回の場合は、新型コロナウイルスに対する報告、そしてその後に全般の質疑というふうに分けたいと思いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

質疑ありませんか。

山田伸之君。

○9番（山田伸之君） それでは、新型コロナウイルスということで、先般報道でも小中学校、高校の休校が首相の要請ということでありました。その中で、対象外となっているのが保育園であったり、学童保育、これは対象外ということになっております。すると、小学校では休校でも、学童保育が行われていくということになりますが、現実問題として、これは私はもう不可能だと。小学校が終わった後に、学童保育で受け入れをする。ですから、時間としては短いですが、学校が休校ということは、終日対応になるのか、そうすると受入れ態勢のスタッフとかも体制が整わない、それがもう3月2日から始まってしまう。私は、これはあまりにも唐突過ぎるかと考えていますが、そういう状況になった以上今佐渡市としてどのようなことを考えているのかお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

現在のところ先ほど市長が申し上げましたとおり、集会等における感染リスクを低減するといったことでの対策を市は立てたわけでございます。それで、その後昨日内閣総理大臣のほうからのコメントといったことがあったわけでありまして、いずれにしても、感染リスクを低減するといったことが目的でありますし、そのために人があまり接触しないといったことが本旨だと思います。ただ、そのあたりがはつきりまだしませんし、県の教育委員会の方向性もはつきりしていないといったことですので、それらを踏まえながら、今後の保育園、それからその他の対応を検討していきたいと考えております。

○議長（猪股文彦君） 山田伸之君。

○9番（山田伸之君） 結局まだ何も決まっていないと。要は、県の教育委員会の方針、それを待たなければ佐渡市としては、具体的に手が打てない。でも、今日のいつですか、もう出るわけですね。それに対してのやはり前準備も進めておかないと、すぐには対応できないと考えますが、いかがですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 冒頭の報告でさせていただいたとおり、昨日首相の報道があのようには伝わりましたが、今朝改めてその部分については、各自治体に対して要請するという内容に変わりました。それを踏まえて、昨晚の県の状況とその後で変わってきておりますので、今県のほうも教育委員会サイドで、新潟県としてどのような形というところを検討中と聞いております。その意味では、今日佐渡市におきましても、本日中に県の方向性が出ておりますので、それも常時情報を入手しながら、佐渡市としても、本日中に全部対応を決めなければいけないものと考えています。

○議長（猪股文彦君） 山田伸之君。

○9番（山田伸之君） 最後ですけれども、いずれにしても、一番困るのがやっぱり保護者の方、ここなのです。幾ら佐渡市として方針を決めてやったとしても、保護者の方はもう働いているわけです。急遽

子供が預けられない、これはもう本当に大変なことになりますので、保護者の方、また子供のことを第一に考えてしっかり対応していただきたい、これ要望で終わります。

○議長（猪股文彦君） 後藤勇典君。

○1番（後藤勇典君） 今の山田議員の質疑に関連してなのですが、病後児保育、それからあと一時預かりのトキの島ファミリー・サポート・センター、こちらのほうは特に影響を受けず引き続きやるという市の考えでよろしいでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

そのあたりも先ほど申し上げましたとおり、県の方針、それから国の趣旨それぞれを考慮しながら、全体を把握して決定していくということになります。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 今の関連ですが、要は佐渡市としてはまずどうするのか。では、県がやらないといったらやらないということなのですね、今の答弁は。県がやるといったときに、もう2日から小学校の低学年の方、夏休みになるとお分かりでしょう、学童保育が増えるのです。だから、2日から一体どうするのかということが問われているのです。確かに国のやり方が唐突だったというのはあるのだけれども、2日からやる、例えば朝から預かるということになれば、資格はないかもしれないけれども、でもそれなりに見られる方を急に雇ってでもやらなければいけないわけではないですか。だからそれをどうするのかとさっきから聞かれているのです。それを聞いているのです。だから、県の発表を見て考えますという、もしあなた方県の言うことに従うのだったら、2日から休校にするのだったらどうするの、予算も要れば何も要るではないですか。そこを聞いているのです、皆さん。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほどの報告でも申し上げましたとおり、基本的には小中学校、高校の部分については、県の方針に準じた対応を取りたいというのが大前提でございます。そこで、県が2日から今議員ご指摘のような形になりましたら、それに伴って影響されます幼稚園、保育園、学童保育、延長保育のところについて、どのような手当てが可能なのか、その辺のところを早急に本日中に決めなければいけないと考えております。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 新型コロナウイルスについての質疑を終わります。

その他の行政報告についての質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 施政方針演説

○議長（猪股文彦君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、施政方針演説を行わせていただきます。

は じ め に

令和２年度当初予算案及び諸議案のご審議をお願いするにあたり、新年度の市政運営に関する私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

「佐渡再生」を大きなテーマとして掲げる中で、平成29年度から「観光地域づくりの推進」と「産業の振興」を最重点の取組として位置付けてまいりました。令和２年度は、世界文化遺産登録を目指している佐渡金銀山の国内推薦獲得に大きな期待がもてる年であり、この契機をしっかりととらえ令和４年度のユネスコ登録を目指すとともに、観光・交流や関係人口の増加につなげ「観光地域づくりの推進」の大きな弾みにしたいと考えております。

「産業の振興」については、地場産業への活性化に向けた取組を続けます。中でも地消の充実、地産の拡大による島内循環の促進を図り、経済活性化につなげてまいります。

また、現空港で離発着可能な機種を導入しての定期航空路の早期再開を目指すとともに、長年の懸案である滑走路2,000メートル化計画の実現への取組も新潟県や関係団体と連携しながら、引き続き推進してまいります。

子どもから高齢者まで全ての市民の皆様が安心して暮らすことができる島づくりを着実に進めていくためにも、「災害に強い島」を目指し、防災・減災のための長期的なインフラ整備にも取り組まなければなりません。

また、老若男女が元気に暮らしていくために、教育をはじめとした子育て環境の更なる充実を図るとともに、医療・介護・福祉の連携を密にしてのサポート体制の強化を図ってまいります。その中で重要となる計画の一つが、両津病院の移転新築事業です。現在の両津病院は耐震性能や津波浸水の面で大きな不安を抱えていることから、早期の移転新築を着実に推し進めていかなければなりません。「安心して暮らせる生活環境」の整備の一環として、この計画の実現に向け取り組んでまいります。

それに伴い現在、両津病院に併設されている特別養護老人ホーム歌代の里についても、民間移行に向けた取組やスケジュール等を明確にしてまいります。

さて、財政状況が厳しさを増す中ではありますが、令和２年度当初予算編成にあたり、市民生活への影響が少ない経費の抑制を図りながら、市民の暮らしを第一に、事業の継続性、人材の確保・育成等に考慮して予算計上させていただきました。また、補助制度をはじめとして全ての面で従来並みの財源確保は大変難しくなっている中で、これまで以上に国、県などからの財源確保に努めてまいります。

また、令和元年度に過去最高の寄付額となりましたふるさと納税についても、さらに工夫をこらしながら増額を目指してまいります。

令和２年度につきましては、年度早々の４月に市長選挙を控えておりますので、この施政方針におきましては、主にこれまでに手がけてきた事業や継続的に取り組んできている事業について申し述べることであり、「進行中の事業」を着実に進めることについての概要説明をさせていただきます。

1. 観光地域づくりの推進

令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。世界中から日本が注目される中、東京方面に一極集中する国内外のお客様をいかに地方に誘客するかが各地方の最大のテーマとなっております。本市においては、佐渡金銀山をはじめとする佐渡独自の魅力を効果的に発信することにより、誘客増に結びつける必要があります。

(1) 佐渡観光交流機構と連携した交流人口の拡大

島内の宿泊者数の目安としている観光旅館・ホテルに宿泊した延宿泊者数は、令和元年で約29万人となっており、首都圏での台風被害による旅行者の減少が見られる中で、前年とほぼ横ばいの状況となっております。長年続いていた右肩下がりの傾向から、上昇方向に変わってきたと感じております。ここ数年で取り組んでまいりました「滞在時間の延長」への戦略が徐々に数値として表れてきているものと考えられます。滞在時間の延長は、島内での旅行消費の増大につながりますことから、今後も引き続き推進していく必要があります。設立3年目を迎える佐渡観光交流機構と連携し、観光ニーズを分析するとともに新たなアクティビティの造成等による観光地域づくりを推進し、何度も訪れたいくなる島になる必要があります。

これまでもメディア等を活用し首都圏や県内外でプロモーションを図ってまいりました。これらの取組による誘客効果も重要であり、地域間競争に勝ち抜くためには多彩な戦略が必要となります。口コミやSNS等を通じて拡散していくことも、その地域を訪れるきっかけとなり、リピーター確保の手段としても非常に効果的な手法であると考えております。

DMOに求められる大きな役割の一つに民間的なマーケティング手法の導入があります。現在、会員数約2万人を有する「さどまる倶楽部」については、佐渡観光交流機構と連携し、会員特典の付加価値を高めることで令和2年度末に会員数を3万5千人まで増加させることを目標としております。

この「さどまる倶楽部」のアプリケーション会員証にはキャッシュレス決済機能を新たに搭載し、会員限定のお得なサービスやリピート来島に応じて記念品が贈呈される仕組みなどで付加価値を高めてまいります。それらを入込み数の増加に結びつけるとともに、その中で獲得できる観光客の属性データをフルに活用することで受入体制の強化や新規商品開発につなげていきたいと考えております。

(2) 世界遺産登録に向けた受入体制の強化

この度、佐渡金銀山の世界遺産登録の早期実現に向けた署名が50万筆を超えたことは、関係各所への大きなアピールにつながるとともに、市民はじめ多くの皆様の後押しをいただいた証であり、登録実現に向けた機運が整ったものと考えております。

また、文化審議会世界文化遺産部会においても「縄文遺跡群に次ぐ推薦案件として有力な候補になり得る」との認識が再確認されていることから、いよいよ令和2年度は国内推薦実現に向けた大きな節目の年と考えております。将来のイコモス現地審査やユネスコ世界遺産委員会に向けた準備を進めるとともに、官民協働により世界遺産登録後における受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

(3) 文化・芸術・スポーツの活用

観光地域づくりの推進にあたり、佐渡が誇る文化・芸術資源、豊かな自然を舞台としたスポーツを最大限に活用いたします。

文化・芸術については、平成30年に発足した佐渡文化財団と連携し、伝統文化等の「継承」「活用」「情

報発信」の取組を推進いたします。

また、ロングライドやトライアスロンをはじめとしたスポーツイベントでは、聖地に近いイメージを抱いて下さる方も多くいらっしゃいます。今年度はロングライドに山岳コースを新設する等、様々な工夫をこらしながらスポーツアイランドのイメージを高め、誘客に結び付けてまいります。

2. 産業の振興

農林水産業を中心とした地場産業の再生には、引き続き全力を注がなければならないと考えております。

農業経営の多角化や効率化による収益性の向上を目指すとともに、これまで取り組んできた地消の充実と地産の拡大をさらに推進することで、島内における経済循環の仕組みを確立いたします。

また、人口減少等により各産業において、後継者や担い手が不足しており、生産年齢世代の確保が大きな課題となっております。

(1) 地消の充実と地産の拡大

佐渡産農産物の直売場における取扱高は年々増加し、このことは、島内での地産地消運動の広がりとともに、価格だけではなく品質や安全・安心を重視する消費市場の需要が高まっているものと考えております。

しかしながら、佐渡産農林水産物の需給調整や生産・流通・消費の仕組みは、まだ十分に整っているとはいえないことから、地消の充実と地産の拡大に繋げるため、農産物等の需給のマッチングや流通を一体的にコーディネートする組織づくりを進めなければなりません。

(2) 雇用の受皿、担い手の確保

産業の振興に向けては、雇用の受皿や担い手の確保が喫緊の課題です。

農業については、新たな担い手を確保・育成するとともに、企業の農業参入等により、多様な担い手を確保していくことが急務となっております。U I ターン希望者等の移住就農の促進、経営発展に向けたスキルアップへの支援、また、国の雇用機会拡充事業の活用等により、若手就農者の定着、既存の農業者や法人の経営基盤の確立に向け取り組んでまいります。

水産についても、漁業者の減少は本市のみならず全国的な課題であり、担い手となる新規就業者の確保・育成が急務となっております。

昨年度開設した雇用促進センターにおいて、漁業の新規就業や事業拡大を希望する方への相談窓口のさらなる充実とあわせ、特定有人国境離島漁業支援交付金による雇用創出や離島漁業再生支援交付金の活用により、新規就業者の確保・育成に取り組んでまいります。

林業においては、令和6年度から創設予定の森林環境税を原資とする森林環境譲与税が、令和元年度より全国の地方自治体に交付されております。佐渡の森林は全面積の7割を占めますが、その大半は残念ながら十分な経営管理とはいえず、今後この財源を活用した公的森林整備を進めてまいります。特に、防災対策の観点から災害危険地区内の森林整備を重点的に取り組んでまいります。また、幹線道路沿線の竹林等を整備することで、景観保持にも努めてまいります。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度においては、平成30年度に40人の新規雇用実績、令和元年度は51人を見込んでいます。令和2年度も引き続きU I ターン政策や雇用拡充に力点を置きながら、一次産業等を含めた地場産業の更なる雇用増を目指し、交付金をより積極的に活用してまいります。

また、パートや契約社員、派遣労働者などの非正規雇用労働者を正規雇用化する事業所に対し、引き続き国のキャリアアップ助成金に上乘せし、雇用と所得の確保につなげてまいります。

3. 災害に強い島づくり

本市においても平成29年度に「50年に一度」といわれる豪雨災害や、異常寒波による水道管凍結により甚大な被害が発生いたしました。また、令和元年6月には、山形県沖を震源とする地震も発生するなど、近年は自然災害が全国的に多発しており、いつ、どのような形で襲ってくるかわかりません。

災害発生時において、被害を最小限に食い止め、市民の命と暮らしを守るには、ハードとソフトの両面からの対策が必要となっております。

国、県をはじめとする関係機関との連携を図るとともに、市民の皆様が自発的かつ的確な避難行動をとれるよう、さまざまな機会をとらえて防災意識の普及、啓発に努めてまいります。

(1) 防災・減災基盤の整備

新潟県が公表した新たな津波浸水想定に合わせ改訂した「地域防災マップ」を昨年度全戸に配布が完了したことから、引き続き危険箇所の把握と必要な避難行動等についての周知、啓発を図ってまいります。

防災士等の地域防災リーダーの育成を推進し、自主防災組織の活動を支援するとともに、地域が主体的に取り組む地区防災計画の作成を推進してまいります。

(2) 消防・救急体制の整備

消防体制については、糸魚川大火を踏まえ、市内44か所の木造密集指定地域を指定し、地域ごとの活動計画を策定済みですが、より迅速かつ効果的な活動が可能となるよう、適宜見直しを行い被害の軽減に努めてまいります。

また、消防団の機動力強化を図るため、消防車両、資機材等の環境整備を進め、消防署と消防団が連携した訓練に取り組んでまいります。

救急体制については、市内全域で高度な救急医療行為を迅速かつ的確に行われるよう、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努めるとともに、市民に対する応急手当の知識・技術の普及啓発を図ってまいります。

4. 佐渡活性化に向けた地域づくり

佐渡再生に向けては、子どもから高齢者までの全ての世代が元気に活躍できる地域づくりも欠かすことはできません。

そのためには、医療・介護・福祉と子育て・教育の連携による課題解決の仕組みを促進するとともに、子育て環境のさらなる充実に向けて、「佐渡の未来を担う子どもの健やかな成長のための環境整備」、「子育て世代への経済的支援や子育てしやすい環境整備」、「若者が地域の一員として社会参加するための支援」を3つの柱として取り組んでまいりました。

また、移住・定住に関する受入態勢をより充実させ、地域の活性化を図ってまいります。

(1) 安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるための体制づくりとして、地域福祉の中核として活動されております民生委員・児童委員、ボランティア、自治会等の地域住民組織をはじめ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護や障がい福祉関係事業者と一層の連携・強化を図りながら、支え合いの地域づく

りの推進に努めてまいります。

また、障がい者福祉については、市民や事業者の方の障がいに対する理解の促進を図るとともに、多様化する利用者ニーズに対応していけるよう、相談支援の充実とサービス提供体制の確保に取り組んでまいります。

これまで、市営介護施設の特別養護老人ホーム歌代の里、介護老人保健施設すこやか両津について、民間移行を含めた施設運営について検討してまいりましたが、令和2年度においても引き続き、歌代の里の民間移行に向けた具体的な取組について検討を進めてまいります。

市民の皆様が将来に渡って住み慣れた環境で安心して生活できるよう医療、介護及び福祉サービス従事者の確保と、持続可能なサービス提供体制の構築に向け設立された佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会と連携し、官民一体となって佐渡の社会保障の充実に取り組んでまいります。

また、昨年は厚生連病院を基幹病院とする新潟県内6市の市長を構成員としました連携協議会を発足させ、新潟県内の地域医療をどういう方向に持っていくのが良いかを検討しております。また、この2月には県内全市が一体となって取り組んでいくため、県市長会に「地域医療対策特別委員会」も発足いたしました。

当市では、各市との連携のうえ、新潟県に対して地域医療の充実に向け働きかけてまいります。

返還免除を取り入れた医療奨学金制度でございますが、令和元年度の新規申請者は17人でした。今後も引き続き、多くの学生等の利用を図り、医療技術者の確保につなげてまいります。

(2) 子育て環境の充実

子どもの健やかな成長のための環境整備として、子ども達を取り巻く喫緊の課題である不登校・ひきこもり等への支援、ひとり親世帯への学習支援事業を強化するとともに、若者が地域の一員として社会参加するための支援を組み合わせた家庭や学校に居場所のない子どもや若者達の居場所をつくり、心の安定と支援者との信頼関係の構築を図る事業に引き続き取り組んでまいります。

また、核家族化等により地域のつながりが希薄になる中、子育てに孤立感を感じている親が増えていきます。親育ち・子育ての新規事業を充実させることで、子育て知識の習得や仲間づくりをすすめ、安心して子どもを生み育てられる環境整備を行ってまいります。

子育て世代への経済的支援として、国が進める幼児教育・保育の無償化制度が導入され、さらに当市の独自施策として副食費の完全無償化も実現いたしました。

多様化する保護者ニーズや子どもの成長に適切に対応できる保育士の育成と資質向上のため、指導保育士を配置し、特に大切な乳幼児期における保育・教育の徹底と保育支援専門員との連携による療育指導の徹底を図ってまいります。

さらに、複雑化する女性相談等に対応できる専門相談員を継続配置し、DV等女性や子どもに対する暴力の根絶を引き続き目指してまいります。

平成29年度から導入した佐渡へ帰ってくることを条件として返還を全額免除する奨学金制度については、令和2年度も約2億3千万円を予算化いたしました。より効果的な広報に努め、佐渡で生まれた「人財」がふるさとに戻ってきて活躍できるようにすることで、地域づくりを担う若者の流出を防いでまいります。

（３）移住・定住支援体制の強化

平成29年に設置した佐渡ＵＩターンサポートセンターでは開設以来、約1,200件の相談を受け、そのうち約半数を若者世代が占めております。今後も若者を中心として、暮らしの相談や情報提供、地域コミュニティとの交流支援を行い、移住・定住人口増加へとつなげてまいります。

お わ り に

歳入では、今後人口減少が見込まれていることから、市税の減少のほか、普通交付税では国勢調査人口を測定単位とする費目が多いことによる基準財政需要額の減少も見込まれております。人口減少を抑制するための様々な政策に取り組むためには、引き続き、財政の健全化に努めなければならないと考えております。

この度、持続可能な財政運営に向けた歳入確保と歳出抑制を目指し、令和２年度当初予算編成においても歳出縮減に向けて取り組んでまいりましたが、一方で、佐渡中央文化会館（アミューズメント佐渡）の改修工事等、多額の市費負担が必要であっても後年度に先送りできないハード事業や、会計年度任用職員制度開始に伴う人件費の増加等もあり、財政調整基金の大きな取崩しが必要な結果となっております。

なお、合併特例債関連の事業につきましては、令和２年度当初予算には計上せず、引き続き、今後も議会との協議を踏まえて順次、進めさせていただきたいと考えております。

議員の各位並びに市民の皆様に、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和２年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（猪股文彦君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

日程第６ 教育行政方針演説

○議長（猪股文彦君） 日程第６、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申出がありますので、これを許します。

教育長、渡邊尚人君。

〔教育長 渡邊尚人君登壇〕

○教育長（渡邊尚人君）

は じ め に

令和２年第１回佐渡市議会定例会の開会にあたり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について申し上げ、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

佐渡市の教育施策については、平成27年11月に『佐渡市教育大綱』を、また平成29年４月に『佐渡市教育振興基本計画』をそれぞれ策定し、総合的かつ計画的に推進してきました。

少子化や核家族化による家族形態の変容、家庭と地域の教育力の低下、いじめ・不登校の問題、グローバル化に対応した人材育成など様々な課題がありますが、急速に変化し予測困難な社会において、子どもたちが自立的に生き、社会の形成に参画するために求められる資質・能力をより一層確実に育成する取組が急務となっています。

『佐渡市教育大綱』及び『佐渡市教育振興基本計画』が令和元年度で終期を迎えるため、これらを一体的に改定する作業を進めてまいりました。

新たな教育大綱及び教育振興基本計画に掲げる施策に基づき、令和２年度の方針について説明いたします。

基本目標１ 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

施策１として、学力等に関する各種調査（全国学力・学習状況調査、Web配信集計システム、標準学力検査NRT等）の結果分析を確実に実施し、佐渡市及び各小中学校の課題を明らかにするとともに、課題解決を目指します。

下越教育事務所と連携した学校訪問、担当指導主事による学校支援訪問、教員の資質・指導力向上研修等により、各校の課題に応じ、主体的・対話的で深い学びを実現するための指導・支援を行います。

佐渡市小中学校長会学力向上部会や佐渡市小中学校PTA連合会と連携しながら、児童生徒が家庭での学習習慣を確立するよう、各学校の取組を指導・支援します。

「施策２ 豊かな心、倫理感、規範意識をはぐくむ道德教育」として、「考え、議論する道德」の定着を図るため、佐渡総合教育センターを拠点に、いじめの未然防止や自己肯定感の醸成など、市の課題を踏まえた指導法や資料活用方法等の研修を行います。

差別を許さず、自他を大切に行動できるよう、市内小中学校並びに県立学校が連携して、同和教育を中核にした人権教育、命を大切にする教育を推進します。

「施策３ 健康でたくましい心身をはぐくむ教育」として、体力テストの結果から市内児童生徒の課題を明らかにするとともに、「１学校１取組」を支援します。

食育を通して、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるようにするとともに、佐渡の食材による地産地消を推進しながら安全な学校給食の提供に努めます。

「施策４ 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育」として、関係機関と連携しながら、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切かつ必要な指導・支援体制の整備に努めます。

児童生徒の将来設計を見据えた教育を充実させるため、「合理的配慮（障がい者が必要とする支援）」に留意した一人一人の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と実践、評価、改善の取組を進めます。

「施策５ 人間性や社会性の基礎を身に付ける幼児教育」として、幼児の発達や義務教育への学びや生活の連続性を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育を子ども若者課と連携して推進します。

幼児の実態を把握し、小学校への円滑な接続ができるよう、関係機関と連携して適切な就学支援を行います。

幼児期の子育て環境を充実するための財政支援や環境整備を進めます。

基本目標２ 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

「施策６ 佐渡市を知り、愛し、誇りとするキャリア教育」として、佐渡への愛着と誇りをもった児童生徒を育成するため、佐渡の自然・歴史・文化への理解を深め、体系化した「佐渡学」を中核とする郷土学習を推進します。

中学校における職場体験活動を充実させるため、課題解決学習を取り入れた指導への支援と受入企業の拡充を進めます。

『佐渡市学校教育におけるキャリア教育のグランドデザイン』に基づき、幼児教育から高等学校教育ま

で発達段階に即した教育活動となるよう支援します。

「施策7 世界と共生する人材を育成する教育」として、グローバル化が進展する中で、小・中の接続を意識した英語教育や国際理解教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努めます。

情報化社会に的確に対応できる人材を育成するため、プログラミング教育を含めた情報教育の推進とICT導入を計画的に進めます。

基本目標3 安心・安全な学校づくり

「施策8 安全な学校環境づくり」として、安全な学校環境の整備と、教育効果を高める施設・設備の充実に努めます。

学校、家庭、地域が協力して、幼児児童生徒を見守る体制づくりを進めます。

『新潟県防災教育プログラム』を活用した防災教育の充実を指導・支援します。

「施策9 安心して学べる学校づくり」として、『佐渡市いじめ防止基本方針』に基づき、いじめをしない、許さない、命を大切にする意識を醸成するとともに、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を図るための体制づくりを支援します。

不登校児童生徒への的確な対応を進めるため、新潟県が示す「子どもとともに1・2・3運動」、佐渡市共通の「心の健康チェックアンケート」の活用を徹底するとともに、適応指導教室や訪問指導員との連携を図ります。

児童生徒や保護者の信頼に応える校内相談・支援体制の充実と、教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、子ども若者相談センターと連携しての重点校支援など、関係機関との連携を進めます。

基本目標4 高等教育・研究機関等との連携の強化

「施策10 大学や研究機関を活用した教育」として、大学や研究機関と連携し、その関連施設や職員を活用した教育活動例について小・中学校等に提案します。

ICT等のシステムを活用し、遠隔地の大学や研究機関と教職員研修を中心とした交流を進めます。

「施策11 大学・大学生等との交流」として、大学関係者や大学生等を、佐渡市に積極的に招致し交流する教育活動を広げます。

市内高等学校等と連携し、留学生の受け入れを進めるとともに、児童生徒の海外研修を支援します。

基本目標5 一人一人が学び続ける学習環境づくり

「施策12 公民館の利用促進」として、公民館を拠点とした地域コミュニティ活動を進めることで、幅広い年代が学び支える交流の輪を広げます。

学習機会の拡大や学習成果を発表し活用する機会の充実など、生涯学習の環境づくりを推進します。

「施策13 スポーツの推進」として、佐渡市スポーツ人材バンクを充実・活用し、さまざまなニーズに対応できるスポーツ環境の充実を図るとともに、子どもから高齢者までの幅広い年代が気軽に参加できるニュースポーツを推進します。

スポーツを通じて世代間の交流を深め、市民相互の理解と連携・協力体制を築きます。

「施策14 佐渡の人づくりを支える、地域の学びの拠点としての図書館運営」として、幅広い年代の市民が読書に親しみ、それぞれのライフステージにおいて学習できるよう、児童書、郷土資料、参考資料などの充実に努め、誰もが安心して快適に利用できる図書館を目指します。

市民との協働による図書館運営を推進し、市内の図書館及び県内外の公共図書館や大学図書館と連携し、市民の課題解決に必要な資料を提供します。

「施策15 佐渡が誇る資産を活用した学習の推進」として、幅広い年代の市民が博物館等で佐渡の歴史・民俗・産業・芸術・自然科学等に関する資料を見て、触れて、楽しみながら郷土を学び合う場を提供します。

また、資料の収集及び調査研究活動を通して、魅力ある博物館づくりを進めます。

佐渡金銀山・ジオパーク・ジラス等に関する資料、佐渡の自然・歴史・文化等に関する資料の収集と展示を通し、グローバルな視点から郷土を知る機会を博物館等で提供します。

島に残るジオパークなどの貴重な資産を現地で確認する市民講座をはじめ、学校やPTA行事、住民同士の交流会などを通して、郷土愛の醸成に努めます。

「施策16 文化・芸術の振興」として、誰もが文化・芸術に親しみ、文化活動に参加し担い手となるよう、さまざまな文化事業等を充実させます。

個人や団体が連携・交流・協力できるよう、活動の場や機会の充実に努めます。

基本目標6 家庭・地域の教育力の充実

「施策17 家庭や地域の教育力向上のための取組」として、児童生徒の健全育成と学習習慣の確立を目指し、PTAや公民館等において家庭教育の啓発活動を推進するとともに、貧困の連鎖を防止するための学習支援を子ども若者課と連携して進めます。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動推進事業の連携・協働により、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域の活性化を図ります。

「施策18 虐待や貧困から子どもを守るための関係機関との連携強化」として、子ども若者相談センターや児童相談所等と連携して、虐待の予防と早期発見・対応に努めます。

就学支援が、必要とされる家庭に行き届くよう努めます。

お わ り に

『佐渡市教育大綱』の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が連携し、課題を共有するとともに、『佐渡市教育振興基本計画』に掲げる施策を着実に実施していくことが重要であり、評価として掲げる令和6年度目標値の達成に向け、推進してまいります。

この度、佐渡市は、文部科学大臣からキャリア教育と地域学校協働活動について2件の表彰を受けました。

キャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育て、自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう、今後も継続した取組を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携して活動する学校運営協議会は、令和2年度ですべての小中学校に設置できるよう進めていきます。

本市の教育の充実・発展のため、各取組に対する議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度の教育行政方針といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で教育行政方針演説を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案第 1 号から議案第 39 号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第 7、議案第 1 号から議案第 39 号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） よろしくお願ひします。

議案第 1 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所の条項ずれ、文言整理等を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 2 号 佐渡市固定資産評価審査委員会条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続等におきます情報通信の技術の利用に関する法律名の改称等が行われたことに伴い、同法の引用箇所について文言修正を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第 3 号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、園芸品目の生産拡大及び地域内流通機能の体制強化を図り、園芸生産振興につなげることを目的として、公益財団法人羽茂農業振興公社に市職員を派遣するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 4 号 佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、新たに会計年度任用職員となったものが職務を行う前に服務の宣誓を行うことに関し、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第 5 号 佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正に伴い、同要領に準用している佐渡市印鑑条例について、成年被後見人に限定した欠格条項に関する所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第 6 号 佐渡市診療所条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木地区の民間診療所が休止したことに伴い、当地区の医療供給体制の維持に必要な診療所を新たに設置するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 7 号 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等の措置が講じられたことに関し、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第 8 号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について。本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の緩和及び支援員認定資格研修の実施者の拡大を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第9号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、放牧場の利用における家畜補償について、家畜共済だけでなく公益社団法人や一般保険会社から多種多様な補償制度もあるため、それに対応した規定とするため、条例の一部を改正するものです。

議案第10号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、トキ交流会館に新たに設置するシャワー室に係る使用料を設定し、利用者の使用及び維持管理に係る経費を確保するため、条例の一部を改正するものです。

議案第11号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、入居時の同居親族要件及び単身入居に係る面積要件を廃止し、単身者による市営住宅の入居促進を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和2年度から市内全校に学校運営協議会を設置することに伴い、同協議会の委員に係る規定の改正を行うとともに、公民館関係の非常勤特別職に関する所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第13号 佐渡市辺地総合整備計画（平成31（2019）年度～2021年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。変更の理由は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものでございます。

議案第14号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、吉井、水津、月布施の3郵便局で行わせている戸籍等の証明発行事務の期限をさらに1年間延長することとし、その後相互に協定解除の意思表示がない場合は、協定期間をさらに1年間延長し、以降も同様とする変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号 市道路線の認定について。本案は、主要地方道佐渡縦貫線の路線変更計画に伴い、市道として認定する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

議案第16号 市道路線の廃止について。本案は、主要地方道佐渡一周線原黒バイパス開通に伴い、市道路線を廃止する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

議案第17号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ3億3,754万4,000円を減額するものです。補正内容は、歳入では寄附金、繰入金及び市債の増額と国県支出金等の減額を計上するもので、歳出では国の令和元年度補正予算（第1号）に伴う事業の経費など追加計上するほか、ふるさと納税の実績見込みに伴う所要額、事業の確定及び年度内所要見込額の算定に基づく減額などを計上するものです。

議案第18号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出予算額にそれぞれ78万8,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では国民健康保険システム改修に伴う国庫補助金の増額と保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の実績に伴う財源構成として、

国民健康保険税の増額と一般会計繰入金の減額を計上するもので、歳出では国民健康保険システム改修費及び人間ドック委託料の増額と特定健康診査委託料の減額を計上するものです。

議案第19号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ512万円を減額するものです。補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上するものです。

議案第20号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ2,343万2,000円を減額するものです。補正内容は、歳入では財産収入の増額と国庫支出金、支払基金交付金等の減額を計上するもので、歳出では総務管理費及び基金積立金の増額と地域支援事業費償還金及び繰出金の減額を計上するものです。

議案第21号 令和元年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出予算からそれぞれ1,293万円を減額するものです。補正内容は、歳入では水産業費補助金の増額と下水道補償料の減額を計上するもので、歳出では漁業集落排水管理費の減額を計上するものです。

議案第22号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ396万2,000円を減額するものです。補正内容は、歳入ではサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額を計上するもので、歳出では一般管理費の減額を計上するものです。

議案第23号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ200万円を減額するものです。補正内容は、歳入ではサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額を計上するもので、歳出では一般管理費の減額を計上するものです。

議案第24号 令和元年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を5,229万9,000円減額し、収入総額を15億2,290万9,000円に、支出を1億341万8,000円減額し、支出総額を18億3,140万3,000円とするものです。また、資本的収支について、収入を2,023万1,000円減額し、収入総額を1億7,579万1,000円に、支出を968万2,000円減額し、支出総額を5,372万8,000円とするものです。主な補正内容は、患者数見込み等の修正に伴う収支の調整、一般会計繰入金の精算的調整及び新両津病院建設に係る委託費等の減額でございます。

議案第25号 令和元年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、支出を2,020万3,000円増額し、支出総額を27億3,654万円とするものです。また、資本的収支について、収入を4,256万円減額し、収入総額を14億8,095万2,000円とし、支出を4,216万円減額し、支出総額を22億5,180万3,000円とするものです。主な補正内容は、資本的収支における工事請負費等の減額とこれに伴う企業債及び工事負担金の減額並びに収益的支出における賞与引当金の繰入れによる増額でございます。

議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算について。令和2年度予算は、老朽化に伴う公共施設等の改修や教育環境、生活インフラ等の整備のための普通建設事業のほか、社会保障関係の経費や会計年度任用職員制度による新たな財政需要などに対応するとともに、施策の継続性に考慮しての編成となったところでございます。本市の令和2年度一般会計予算案は、アミューズメント佐渡の改修やシステムの更新などの普通建設事業の増加要因もあり、予算総額は445億4,000万円で、前年度の当初予算に比べ15億4,000万円、率にして3.6%の増となりました。歳入では、基幹財源である市税、地方消費税交付金や佐渡ふるさ

と島づくり寄附金などを増額計上し、幼児教育・保育無償化に伴う保育料及び幼稚園授業料の減額、プレミアム付商品券事業の終了に伴い、諸収入等を減額計上しております。また、財源対策として、市債の活用を図った上で、なお不足する財源調整のため、財政調整基金を15億9,800万円、前年度の当初予算よりも5億8,500万円多く取崩しを行いました。歳出では、公共施設等の長寿命化対策、中学校の空調設備の整備、道路橋梁の改良舗装などの生活インフラの整備、電算システムの更新や消防指令システムの改修、重要文化財の保存整備など、普通建設事業の予算総額は68億8,600万円で、前年度の当初予算と比較し2億7,900万円、率で43.2%の増となりました。このほか会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費、社会保障や福祉施設運営に係る特別会計への繰出金、社会福祉協議会への運営費助成等や障害福祉サービス費、奨学資金などを増額計上しています。また、事業が終了したことに伴い、プレミアム付商品券事業及び新潟開港150周年記念事業に係る予算が皆減となっております。離島活性化交付金事業につきましては、前年度の当初予算に比べ5,100万円の減額となりましたが、地域社会維持推進交付金事業及び地方創生推進交付金事業、合わせて5,200万円増額計上し、交付金の活用を図るとともに、財源確保に努めてまいります。普通建設事業の増額に加え、人件費等の義務的経費や特別会計、公営企業会計への繰出金の負担も大きい状況でございますが、現在取り組んでいる事業を着実に進めるとともに、各産業における後継者などの担い手不足に対応するため、人材の確保、育成等に考慮して予算計上したものでございます。

議案第27号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県に納付する国民健康保険事業費納付金並びに被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億6,200万円とするものです。

議案第28号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供等を行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等、所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,320万円とするものです。

議案第29号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基に、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に要する費用を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億2,360万円とするものです。

議案第30号 令和2年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本予算案は、売電収入を本市が管理する土地改良施設の維持管理費等に充てるための一般会計繰出金及び施設の将来にわたる管理運営経費等に係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,500万円とするものです。

議案第31号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所等の介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,610万円とするものです。

議案第32号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,610万円とするものです。

議案第33号 令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19万1,000円とするものです。

議案第34号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ334万7,000円とするものです。

議案第35号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ382万2,000円とするものです。

議案第36号 令和2年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ334万9,000円とするものです。

議案第37号 令和2年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支については、収入を15億729万3,000円、支出を19億5,617万9,000円とし、資本的収支については、収入を1億5,623万8,000円、支出を4,095万6,000円とするものです。主な内容としましては、地域医療確保のため経営効率化に努めて経営安定化を図るものです。また、新病院建設の基本設計等に係る人件費と委託費を計上するものです。

議案第38号 令和2年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支については、収入を27億4,303万9,000円、支出を27億4,303万9,000円とし、資本的収支については、収入を12億5,936万3,000円、支出を20億2,132万円とするものです。主な内容としましては、国庫補助を活用した老朽管更新事業、配水管等敷設替事業及び施設増改良事業です。

議案第39号 令和2年度佐渡市下水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支については、収入を34億5,312万3,000円、支出を34億1,215万7,000円とし、資本的収支については、収入を16億3,184万1,000円、支出を24億1,308万4,000円とするものです。主な内容としましては、交付金事業による汚水管渠工事、雨水管渠工事、処理施設工事及び漁業集落排水事業の汚水管渠工事でございます。なお、令和2年度から下水道事業は公営企業会計を適用するため、令和元年度の下水道特別会計と会計制度が異なります。そのため事業費の単純な比較ができないことを申し添えます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 冒頭にあった新型コロナウイルス関係のやつですが、県が方針をもう午前中に決めると思うので、先ほどのお話ですと県の方針に従ってということだったのですが、どうも小中学校については各市町村の対応ということのように私は仄聞をしているのですが、その辺のことは関心の高いことでもありますし、高校は2日から休むわけですからどうするのか、せめて午後にでも報告を願いたいというふうに議長取り計らいをお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 承知いたしました。

後刻執行部と調整をしてご報告申し上げます。

ここで昼食休憩といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の中川直美君の議事進行発言について、執行部の説明を求めます。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 新型コロナウイルス関連の対応につきましては、本日の議会議事が完了次第、すぐ戻って対策会議を開催という方向で今手配をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） ただいま執行部の対応のお話がありましたが、昼のニュースの中でも、県内の市町村の対応が幾つかNHKのニュースでは報道もされていました。どこのチャンネルをひねってもこの新型コロナウイルスの問題、学校休校の問題が今大騒ぎになっているさなかでありますので、議会を閉会するなり、延期するなりして、今日のところは私閉じるべきだと思いますが、議長のほうで取り計らいをお願いします。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） 議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

近藤議会運営委員長。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 先ほど議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

中川直美議員の議事進行発言について、議会運営委員会で協議をしていたところ、執行部から早急に新型コロナウイルス感染症対策に関する会議を開催したいとの申出がありました。このことについて、議会運営委員会で協議をした結果、これを了としました。

よって、この後本日の会議を延会することをお諮りすることになりますので、そのようにご理解をお願いします。

○議長（猪股文彦君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

○議長（猪股文彦君） お諮りいたします。

本日の会議は、ここで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2時13分 延会